平成２３年（フ）第３５号
高知県四万十市古津賀3125番地22、前住所高知県幡多郡黒潮町入野3338番地４
債務者　村山　直子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３６号
高知県宿毛市与市明２番10号
債務者　宮地　靖彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４９号
山口県周南市周陽２丁目１番４―1004号
債務者　杉山　美子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５４号
山口県光市光井４丁目37番９号
債務者　有田美佐重
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５５号
山口県周南市瀬戸見町10番６―102号
債務者　兼重富佐江
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５７１号
愛知県大府市大東町１丁目749番地　エステート大東403号
債務者　水野智恵美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８９号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2901番地　県営戸田北住宅３棟304号
債務者　大塚　和也
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市林５―１―12　第一コーポササヅカ202号、住民票上の住所神奈川県横須賀市武４丁目27番３―604号
債務者　梶原　拓也
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目９番地３　クリオ横須賀海岸通り704
債務者　真崎くり子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目15番９号　ファミーユ小矢部202
債務者　長島　正美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目15番９号　ファミーユ小矢部202
債務者　長島　璃紗
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８９号
神奈川県逗子市新宿３丁目７番８号　ドウエル１―101号室
債務者　塚田　政宏
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７６号
松江市松尾町689番地　コーポ淞徳Ⅱ303号
債務者　宇賀　俊二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
島根県安来市広瀬町布部1669番地３、前住所島根県安来市広瀬町布部1042番地
債務者　椿　佐奈美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
島根県安来市広瀬町布部1669番地３、前住所島根県安来市広瀬町布部1042番地
債務者　椿　　明浩
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
松江市美保関町福浦416番地３、前住所松江市美保関町美保関720番地
債務者　加藤　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
熊本県宇城市小川町西海東573番地１
債務者　山田　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部